○国土交通省告示第三百二十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

令和七年四月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

1一　登録番号　補・第21―㈣号
二　登録養成施設の名称　東海工業専門学校金山校
三　変更後の登録養成施設の長の氏名　成田　節雄
四　変更年月日　令和七年四月一日
2一　登録番号　士・第1―㈤号
二　登録養成施設の名称　東海工業専門学校金山校
三　変更後の登録養成施設の長の氏名　成田　節雄
四　変更年月日　令和七年四月一日

○防衛省告示第九十七号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示（令和元年防衛省告示第百三十六号）の一部を次のように改正し、令和七年四月二十一日から施行する。

令和七年四月十八日

防衛大臣　中谷　元

第十四号の表中対象防衛関係施設の区域の項の図面を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

第十四号の表中対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項の図面を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

○北陸地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　八号及び十七号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三条市猪子場新田字中谷内八五五番一から同市猪子場新田字北家付七〇二番一まで	前	二二・一一～四六・五五メートル	〇・二一二キロメートル
	後	二八・六二～四六・五五メートル	〇・二一二キロメートル

㈣　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号及び十七号	三条市猪子場新田字中谷内八五七番一から同市猪子場新田字北家付七二六番一まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月十八日

○北陸地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　十七号及び三百五十三号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立字下戸沢二六一八番一地内	前	一九・七八～六五・六三メートル	〇・〇二三キロメートル
	後	一九・八五～六五・六三メートル	〇・〇二三キロメートル

㈣　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号及び三百五十三号内	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立字下戸沢二六一八番一地内	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月十八日

○中部地方整備局告示第六十二号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　一号
三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
静岡市清水区江尻東一丁目四三二番から同市清水区二の丸町二五九番まで	六・五〇メートル	〇・七〇〇キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第六十三号

令和七年四月十九日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
静岡市清水区江尻東一丁目四三二番から同市清水区二の丸町二五九番まで（静岡市清水区江尻東一丁目四三二番から同市清水区二の丸町二五九番まで）	一般国道一号	電柱

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所